

補装具・日常生活用具など

補装具費の支給

身体障がい者等の障害のある部分を補って、日常生活を容易にするための補装具の購入や修理を行っています。

※必ず事前に申請をしてください。

※医療用（治療用）装具は対象となりません。

※介護保険に該当する方は、重複する品目については原則介護保険からの貸与となります。

●対象となる人・主な補装具

身体障害者手帳所持者または難病患者。

ただし、障害の種類・程度等によっては対象とならないものがあります。

障 害 名	主 な 補 装 具
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）
肢体不自由	義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、姿勢保持装置、歩行補助つえ等
内部障害（心臓・呼吸器機能障害に限る）	車いす、電動車いす
肢体不自由かつ音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置

●費用

定率1割負担（ただし、所得に応じて一定の月額負担上限額が設定されます。また、対象者が18歳以上の場合、一定所得以上の方は、対象外となります。）

●申請に必要なもの

- ① 補装具費支給申請書
- ② 補装具意見書・処方箋（指定医師が作成したもの）
- ③ 見積書
- ④ 身体障害者手帳または特定疾患医療受給者証等
- ⑤ その他必要な書類

※品目により申請に必要なものが異なります。詳しくはお問い合わせください。

※品目によっては福岡県障がい者更生相談所による判定、適合検査及び現地調査が必要です。

●お問い合わせ

宗像市役所 福祉政策課 障害者福祉係

TEL 0940-36-3135 FAX 0940-36-5856

軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用等の一部を助成し、言語の習得、教育等における健全な発達を支援しています。

●対象となる人

- ① 18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある人
- ② 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満であって、身体障害者手帳の交付の対象とならない人
ただし、医師が補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果が期待できると判断した場合はこの限りではない。

●費用

補聴器購入費として必要と認める額の3分の1の額

●申請に必要なもの

- ① 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付申請書
- ② 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業所意見書（指定医師が作成したもの）
- ③ 見積書
- ④ その他必要な書類

●お問い合わせ

宗像市役所 福祉政策課 障害者福祉係

TEL 0940-36-3135 FAX 0940-36-5856

障害者日常生活用具の給付

障がい者の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付するものです。

△印のついている品目については、他の制度のサービスが優先となることがあります。必ず事前にご相談ください。

※必ず事前に申請が必要です。

	種目	対象者	対象年齢	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	特殊寝台 △	下肢または体幹機能障害 2 級以上の者	18 歳以上	8 年	154,000 円
		難病患者で寝たきりの状態にある者			
	特殊マット △	下肢または体幹機能障害 1 級で常時介護を必要とする者	3 歳以上	5 年	19,600 円
		療育手帳 A の者			
		難病患者で寝たきりの状態にある者			
	特殊尿器	下肢または体幹機能障害 1 級で常時介護を必要とする者	学齢児以上	5 年	67,000 円
		難病患者で自力で排尿することができない者			
	入浴担架	下肢または体幹機能障害 2 級以上で入浴に介助を要する者	3 歳以上	5 年	82,400 円
	体位変換器 △	下肢または体幹機能障害 2 級以上で下着交換等に当たって家族の介助を要する者	学齢児以上	5 年	15,000 円
		難病患者で寝たきりの状態にある者			
移動用リフト △	下肢または体幹機能障害 2 級以上の者	3 歳以上	4 年	159,000 円	
	難病患者で寝たきりの状態にある者				
訓練いす	下肢または体幹機能障害 2 級以上の者	3 歳以上 18 歳未満	5 年	33,100 円	
訓練用ベッド	下肢または体幹機能障害 2 級以上の者	学齢児以上 18 歳未満	8 年	159,200 円	
	難病患者で下肢または体幹機能に障害を有する者				
自立生活支援用具	入浴補助用具 △	下肢または体幹機能障害で、入浴に介助を要する者	3 歳以上	8 年	90,000 円
		難病患者で入浴に介助を有する者			
	便器（手すり付き） △	下肢または体幹機能障害 2 級以上の者	学齢児以上	8 年	4,450 円 （手すり 5,400 円）
		難病患者で常時介護を有する者			
	T 字状・棒状のつえ	平衡機能または下肢または体幹機能障害で、移動等において介助を要する者	3 歳以上	3 年	3,150 円

	移動・移乗支援用具 △	平衡機能または下肢または体幹機能障害で、家庭内の移動等において介助を必要とする者 難病患者で家庭内の移動等において介助を必要とする者	3 歳以上	8 年	60,000 円
	頭部保護帽	平衡機能または下肢または体幹機能障害で、頻繁に転倒する人 療育手帳 A の者 精神障害者でてんかんの発作等により頻繁に転倒する人	—	3 年	12,160 円
	特殊便器	上肢 2 級以上の者 療育手帳 A で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者 難病患者で上肢が不自由な者	学齢児以上	8 年	151,200 円
	火災警報器	視覚障害または聴覚障害または下肢もしくは体幹機能障害 2 級以上の者で火災発生の感知及び避難が困難な者 療育手帳 A の者 難病患者で火災発生の感知及び避難が困難な者	—	8 年	15,500 円
	自動消火器	視覚障害または聴覚障害または下肢もしくは体幹機能障害 2 級以上の者で火災発生の感知及び避難が困難な者 療育手帳 A の者 難病患者で火災発生の感知及び避難が困難な者	—	8 年	28,700 円
	電磁調理器	視覚障害 2 級以上の者 療育手帳 A の者	18 歳以上	6 年	41,000 円
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害 2 級以上の者	学齢児以上	10 年	7,000 円
	聴覚障がい者用 屋内信号装置	聴覚障害 2 級以上の者	18 歳以上	10 年	87,400 円
	在宅療養等支援用具				
	透析液加温器	じん臓障害 3 級以上で、CAPD による透析療法を行う者	3 歳以上	5 年	51,500 円
	ネブライザー	呼吸器機能障害 3 級以上の者 医師の意見書によって必要と認められる障害者	—	5 年	36,000 円
	電気式 たん吸引器	呼吸器機能障害 3 級以上の者 医師の意見書によって必要と認められる障害者	—	5 年	56,400 円
	酸素ボンベ 運搬車	呼吸器機能障害を有し、医療保険における在宅酸素療法を行う者	18 歳以上	10 年	17,000 円

情報・意思疎通支援用具	視覚障がい者用体温計（音声式）	視覚障害２級以上の者	—	５年	9,000 円
	視覚障がい者用体重計	視覚障害２級以上の者	18 歳以上	５年	18,000 円
	動脈血中酸素飽和度測定器	呼吸器機能障害３級以上で人工呼吸器を装着している人	—	５年	157,500 円
		医師の意見書によって必要と認められる障がい者で人工呼吸器を装着している者			
	携帯用会話補助装置	音声・言語機能障害または肢体不自由を有する者で、発声及び発語に著しい障害のある者	学齢児以上	５年	98,800 円
	情報・通信支援用具	視覚障害２級以上または、上肢２級以上で、周辺機器等を使用しなければパソコンの操作が困難と認められる者	学齢児以上	５年	100,000 円
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則としてそれぞれ２級以上）で、必要と認められる者	18 歳以上	６年	383,500 円
	点字器	視覚障害を有する者	学齢児以上	標準型 ７年	標準型 10,700 円
				携帯用 ５年	携帯用 7,420 円
	点字タイプライター	視覚障害２級以上の者（就学もしくは就労しているか、就労が見込まれる者）	学齢児以上	５年	63,100 円
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の者	学齢児以上	６年	録音再生機 89,800 円 再生専用機 36,700 円
	視覚障がい者用活字読み上げ装置	視覚障害２級以上の者	学齢児以上	６年	115,000 円
	視覚障がい者用拡大読書器	視覚障害を有し、本装置によって文字等を読むことが可能になる者	学齢児以上	８年	198,000 円
	視覚障がい者用時計	視覚障害２級以上の者	18 歳以上	10 年	13,300 円
	聴覚障がい者用通信装置	聴覚もしくは音声・言語機能障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	学齢児以上	５年	71,000 円
	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障害を有する者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる人	—	６年	88,900 円
	人工喉頭	音声・言語機能障害を有し、喉頭を全摘出したこと等により音声機能を喪失した者	学齢児以上	５年	笛式 8,350 円
					電動式 72,210 円

	人工鼻	音声・言語機能障害を有し、常時埋込型の人工鼻を使用している者	学齢児以上	－	16,800 円／月
	点字図書	視覚障害を有し、主に情報の入手を点字によって行っている者	－	1 年	年間 6 タイトル または 24 巻
排泄管理支援用具	ストーマ用装具	直腸機能障害もしくはぼうこう機能障害を有し、腹部に人工肛門または人工膀胱を設け排泄を行っている人	－	－	蓄便袋 8,858 円／月 蓄尿袋 11,639 円／月
		難病患者で腹部に人工肛門または人工膀胱を設け排泄を行っている者			
	紙おむつ △	次のいずれかに該当する者で、医師の診断書によって必要と認められるもの ① 直腸機能障害又はぼうこう機能障害のある者でストーマ用装具により対応することができないもの ② 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者 ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の者 ④ 療育手帳 A の者 ⑤ 難病患者	3 歳以上	－	12,000 円／月
	収尿器	ぼうこう機能障害を有し、排尿を自分の意志でコントロールすることができず、常時失禁状態にある者	3 歳以上	1 年	【男性用】 普通型 7,770 円 簡易型 5,700 円 【女性用】 普通型 8,500 円 簡易型 5,900 円
医師の診断書によって排尿を自分の意志でコントロールができず、常時失禁状態にあると認められる障害者					
住宅改修	居宅生活動作補助用具 △	詳細は 67 ページを参照してください。			

●費用

定率 1 割負担となります。（ただし、所得に応じて一定の月額負担上限額が設定されます。また、一定所得以上の方は、対象外となります。）

●申請に必要なもの

- ① 日常生活用具給付申請書
- ② 見積書
- ③ その他（必要に応じて医師意見書、対象者であることがわかるもの、課税（非課税）証明書、用具のカタログなど）

●お問い合わせ

宗像市役所 福祉政策課 障害者福祉係 TEL 0940-36-3135 FAX 0940-36-5856

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付

小児慢性特定疾病児童等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付するものです。

※必ず事前に申請が必要です。

種目	対象者	耐用年数	基準額
便器	常時介助を要する者	8 年	4,900 円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	5 年	21,560 円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	8 年	166,320 円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	8 年	169,400 円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	8 年	66,000 円
入浴補助用具	入浴に介助が必要な者	8 年	99,000 円
特殊尿器	自力で排尿できない者	5 年	73,700 円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	5 年	16,500 円
車いす	下肢が不自由な者	5 年	77,440 円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	3 年	13,380 円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害がある者	5 年	62,040 円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	1 年	22,000 円
紫外線 カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、 がんや神経障害を起こすことがある者	—	41,580 円 (1 年度に 1 回 基準額までの給付)
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	5 年	39,600 円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	5 年	173,250 円
ストーマ装具	人工肛門または人工膀胱を造設した者	—	蓄便袋 113,520 円 蓄尿袋 149,160 円 (1 年度に 1 回 基準額までの給付)
人工鼻	人工呼吸器の装着または気管切開が 必要な者	—	128,700 円 (1 年度に 1 回 基準額までの給付)

●費用

所得の状況に応じて、階層区分に規定する一部負担が必要です。また、一定所得以上の方は、対象外となります。

●お問い合わせ

宗像市役所 福祉政策課 障害者福祉係

TEL 0940-36-3135 FAX 0940-36-5856

車いすの貸与

在宅の高齢者や障がいのある人、および傷病者の社会参加や介護する人の負担を軽減するため、車いすを有料で貸し出ししています。

●対象となる人

市内に居住し、在宅生活のための車いすが、一時的に必要な方。
入院中、施設入所中の方は除きます。
ただし、病院や入所施設からの一時的な帰宅の場合はご利用になれます。

●費用

1回500円

※1ヶ月単位。更新可。(ただし、更新は2回まで)

●お問い合わせ

宗像市社会福祉協議会

TEL 0940-37-1300 FAX 0940-37-1393